

横手市における指名停止措置状況

令和7年4月1日
横手市財務部契約検査課

	商号	指名停止該当事実	指名停止事由	指名停止期間
	所在地			
1	パナソニックEWエンジニアリング 株式会社 北海道・東北支店 宮城県仙台市青葉区本町二丁目4番6号	建設業法第15条第2号並びに同法第26条違反により資格要件を満たさない者を工事現場に配置していたことが同法第28条第1項及び同項第2号に該当するとして令和7年1月31日、近畿地方整備局長より営業停止及び指示処分を受けた事案。	・建設業法違反	令和7年2月25日～ 令和7年4月24日
2	株式会社 目黒林業 横手支店 横手市前郷二番町11-15	令和5年3月、共同企業体と契約した県の事業のうち、木の伐採作業が(株)目黒林業に再委託されるよう県職員に斡旋し、見返りに現金を送った贈賄で、同社の代表取締役が逮捕・送検された事案。	・贈賄	令和6年8月29日～ 令和7年12月28日
3	大成建設 株式会社 東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目1番1号	大成建設(株)を代表とする共同企業体が施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」において、令和5年4月18日に発生した工事関係者事故について、所轄の鵜沢労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和5年7月4日まで提出しなかったとして、同社の使用人(現場代理人)が労働安全衛生法違反により、令和6年3月26日付けで鵜沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた事案。	・不正又は不誠実な行為	令和6年5月13日～ 令和6年6月12日
4	横手建設 株式会社 横手市前郷二番町7番13号	横手建設(株)を代表者とする横手・半田・伊藤特定建設工事共同企業体が請け負った、横手駅東口第二地区市街地再開発組合発注の建設工事において、当工事の現場代理人及び監理技術者(以下、現場代理人等という。)が施工不良に気づいておきながら、現場代理人等の判断により是正工事を行わず、そのまま隠蔽工事を施工し、当工事の設計監理者に虚偽の報告書を提出していた事案。	・不正又は不誠実な行為	令和6年4月12日～ 令和6年7月11日
5	株式会社 半田工務店 横手市安田字堰端9番地1	(株)半田工務店を構成員とする横手・半田・伊藤特定建設工事共同企業体が請け負った、横手駅東口第二地区市街地再開発組合発注の建設工事において、当工事の現場代理人及び監理技術者(以下、現場代理人等という。)が施工不良に気づいておきながら、現場代理人等の判断により是正工事を行わず、そのまま隠蔽工事を施工し、当工事の設計監理者に虚偽の報告書を提出していた事案。	・不正又は不誠実な行為	令和6年4月12日～ 令和6年6月11日

※公表期間は公表をした日の属する年度の翌年度末日まで。
(横手市建設工事等の入札及び契約に関する情報公表要綱)

6	伊藤建設工業 株式会社 横手市大町5番19号	伊藤建設工業(株)を構成員とする横手・半田・伊藤特定建設工事共同企業体が請け負った、横手駅東口第二地区市街地再開発組合発注の建設工事において、当工事の現場代理人及び監理技術者(以下、現場代理人等という。)が施工不良に気づいておきながら、現場代理人等の判断により是正工事を行わず、そのまま隠蔽工事を施工し、当工事の設計監理者に虚偽の報告書を提出していた事案。	・不正又は不誠実な行為	令和6年4月12日～ 令和6年6月11日
---	---------------------------	--	-------------	-------------------------